

京都市告示第576号

都市公園法第2条の2の規定に基づき都市公園を次のとおり設置します。

なお、その関係図面は、京都市建設局南部みどり管理事務所において一般の縦覧に供します。

令和2年2月10日

京都市長 門川 大作

名 称	位 置	供用開始の期日
谷田第二公園	山科区小山谷田町27番6	告示の日

(南部みどり管理事務所)